

被災された方のための 生活支援情報

第 59 号

平成 27 年 7 月 29 日

仙台市復興事業局生活再建推進室

TEL 214・8559 FAX 214・5130

〒 980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

被災された方の国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金および介護保険サービス利用料を免除します

対象となる方には、7月中に免除証明書をお送りしていますが、該当していることを把握できない場合があります。該当すると思われる方で免除証明書が届いていない場合は、お住まいの区の区役所・総合支所にご相談ください。

■対象となる方

次の①②の両方の条件を満たす方のうち、③④のいずれかに該当する方。

①平成23年3月11日に宮城県、岩手県、福島県の全域などの特定被災区域に住所を有していた
②世帯全員（国民健康保険は世帯主と被保険者全員）の平成27年度分（平成26年所得）市町村民税が非課税である
該当する方に ③被保険者の世帯が東日本大震災により住家が全壊、大規模半壊となった世帯（居住する住家が半壊で、解体した場合などを含みます）
④東日本大震災により、主たる生計維持者が死亡または行方不明となった世帯

■対象となる期間

8月1日～平成28年3月31日

問い合わせ 国民健康保険・後期高齢者医療については区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課（☎は下欄）、介護保険については区役所障害高齢課、総合支所保健福祉課（☎は下欄）

電話による消費生活特別相談

消費生活トラブルや多重債務に関する相談を、弁護士・司法書士・消費生活相談員が電話で受け付けます（1人30分まで）。予約不要です。

◆日時＝8月16日(日)10:00～16:00

◆対象＝市内にお住まいか通勤・通学している方

◆相談ダイヤル＝☎212・3110

問い合わせ 消費生活センター☎268・7040

「住まいの復興給付金」申請相談会

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率8%引上げ（平成26年4月1日）以降に、住宅を建築・購入、または補修（工事費が税抜100万円以上）し、その後居住する場合に、消費税増税分相当（最大約90万円（建築・購入時））の給付が受けられる制度です。（被災時に住宅を所有していなかった場合、賃貸住宅にお住まいだった場合、消費税率5%で建築・購入あるいは補修を行った場合は対象になりませんのでご注意ください）

この「住まいの復興給付金」の申請に関する相談会を行います。詳しくは、別添チラシをご覧ください。

◆日時＝8月21日(金)・22日(土)10:00～17:00

◆会場＝七郷市民センター研修室（若林区荒井字堀添65-5）

問い合わせ 事務局☎0120・250・460(9:00～17:00)

平成27年度各種保育料の特例減免

東日本大震災により居住する家屋が半壊以上の損害を受けた方は、平成27年度各種保育料の特例減免を受けられる場合があります。

●減免対象保育料＝①保育所・認定こども園（保育利用）・保育ママ・小規模保育事業・事業所内保育事業の通常保育料，公立保育所の延長保育料

②私立保育所・認定こども園（保育利用）・保育ママ・小規模保育事業・事業所内保育事業の延長保育料，一時預かり利用料，休日保育利用料

③せんだい保育室の保育料

④幼稚園保育室の保育料

●要件等について詳しくはお問い合わせください

問い合わせ ①区役所家庭健康課（☎は下欄）、②～

④各施設へ

※裏面にもお知らせがあります

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代)

青葉区役所 ☎225・7211(代)

宮城野区役所 ☎291・2111(代)

若林区役所 ☎282・1111(代)

太白区役所 ☎247・1111(代)

泉区役所 ☎372・3111(代)

宮城総合支所 ☎392・2111(代)

秋保総合支所 ☎399・2111(代)

仙台市ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/>

仙台市携帯電話用ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/m/>

社会保険労務士から学ぶママの労働サポートセミナー&特別相談—学ぶ・活かす「働くとき」の基礎知識

求人票の見方や、労働契約・社会保険など、安心して働くために知っておきたいポイントをわかりやすく解説し、個別相談を行います。

◆日時＝9月6日(日)①セミナー10:30～12:00②個別相談13:00～（1人45分程度）

◆会場＝エル・ソーラ仙台

◆講師＝阿部陽子氏（特定社会保険労務士）

◆定員＝①15人②4人 [いずれも先着]

◆託児あり（6カ月～未就学児。要申し込み）

申し込み 8月6日から電話で仙台市母子家庭相談支援センター ☎212・4322

女性のためのこころのケア講座「トラウマに対応するツール—わたしを助ける道具たち」

震災後の人間関係やDVなど、傷ついた経験のある女性のための講座です。自分らしく生きていくために、回復に向けてできることについて、毎月テーマを変えて開催しています。

◆日時＝8月23日(日)13:30～15:30

◆会場＝エル・ソーラ仙台

◆定員＝20人 [先着]

◆費用＝500円

◆託児あり（6カ月～未就学児。8月13日まで要申し込み）

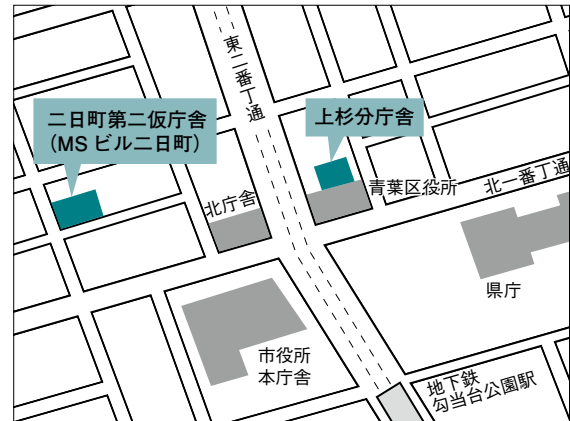
申し込み 電話でエル・ソーラ仙台 ☎268・8302

市役所上杉分庁舎の改築に伴い、一部の事務室を移転します

市では、震災で被害を受けた市役所上杉分庁舎の改築工事を行ってまいりましたが、工事の完了に伴い、7月中旬から8月下旬にかけて、順次事務室を移転します。

移転するのは次の部局です。詳しい移転内容は、市ホームページをご覧ください。

- 上杉分庁舎へ移転＝まちづくり政策局情報政策部、財政局納税部、健康福祉局保険高齢部保険年金課徴収対策室、子供未来局、教育局
- 二日町第二仮庁舎（MSビル二日町）へ移転＝環境局、農業委員会事務局



問い合わせ 庁舎管理課 ☎214・8116

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市復興事業局生活再建推進室 ☎214・8559までご連絡ください。